

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA030001	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	「外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外」		「外国投資家」の定義のうち、「非居住者である個人、または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体又は、外国に主たる事務所を有する法人その他の団体」により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める会社については「外国投資家」と規定され、体内直接投資等の事前届出、または事後報告が義務づけられている。	c		ご指摘の点については、多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得した場合であっても、個々の投資家間の関係がどのようなものであるかについて外形では判断できないことから、適用除外とすることは不相当である。また、仮に、個別に審査することとした場合には、手続が煩雑となり、投資家等の負担となる。 対内直接投資については、国の安全保障等に支障をきたすことになるおそれがある業種等限られた業種について事前届出制としているが、外国人による企業支配を管理する観点から、非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適当である。同様に、事後報告についても、国際収支統計や事業所管官庁において取引の実態を把握する観点から外国資本の流入の状況を把握する必要がある。非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適当である。					
zA030001	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外		「外国投資家」の定義のうち、「非居住者である個人、または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体又は、外国に主たる事務所を有する法人その他の団体」により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める会社については「外国投資家」と規定され、体内直接投資等の事前届出、または事後報告が義務づけられている。	c		ご指摘の点については、多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得した場合であっても、個々の投資家間の関係がどのようなものであるかについて外形では判断できないことから、適用除外とすることは不相当である。また、仮に、個別に審査することとした場合には、手続が煩雑となり、投資家等の負担となる。 対内直接投資については、国の安全保障等に支障をきたすことになるおそれがある業種等限られた業種について事前届出制としているが、外国人による企業支配を管理する観点から、非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適当である。同様に、事後報告についても、国際収支統計や事業所管官庁において取引の実態を把握する観点から外国資本の流入の状況を把握する必要がある。非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適当である。					

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
2A030001	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	「外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外」	5034	5034A011	1	9	(社)関西経済連合会	11	「外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外」	「外国投資家」の定義のうち、「非居住者である個人」または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体または外国に主たる事務所を有する法人その他の団体」により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める法人に関し、適用範囲の見直しを行っていただきたい。株式公開企業で極めて多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得したことによって、その保有比率合計が50%以上となってしまったような場合には、実質的に外国人が事業を支配している場合に当たらないことから、何らかの適用除外を検討いただきたい。例えば、上場会社の場合、いずれの特定の外国人(企業支配や議決権行使について共通の意思をもった一団)の議決権比率が20%未満である場合などは、規制趣旨の範囲外であるものと思われる、適用除外とする措置を検討いただきたい。		本来この規制は、外国人による日本企業への経営支配を管理するのが目的であるものと思われる。その法の趣旨に鑑みれば、実質的に外国人が支配している場合に当たらないケースで、この規制を適用する必要性は無いものと考えられる。また、株式公開企業において株主状況が把握できるのは半期毎であり、たまたまその時の市場での株式売買の結果、形式的に外人保有比率が50%を超えたかどうかで、対内直接投資の届出の必要性や対外直接投資の届出の必要性が変動するとすれば、いたずらな混乱を招くものと考えられる。資本市場の国際化の実態に見合った対応が望まれる。	
2A030001	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外	5088	5088A044	1	9	社団法人リース事業協会	44	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外	外国人株式保有比率50%超の企業で、実質的に外国人支配下でない企業における外為法上の「外国投資家」規制の適用除外を要望する。	形式上の規制適用による不要な事務コストが削減される。	「外国投資家」の定義のうち、「非居住者である個人」または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体または外国に主たる事務所を有する法人その他の団体」により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める法人に関し、適用範囲の見直しを行っていただきたい。株式公開企業で極めて多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得したことによって、その保有比率合計が50%以上となってしまったような場合には、実質的に外国人が事業を支配している場合に当たらないことから、何らかの適用除外を検討いただきたい。例えば、上場会社の場合、いずれの特定の外国人(企業支配や議決権行使について共通の意思をもった一団)の議決権比率が20%未満である場合などは、規制趣旨の範囲外であるものと思われる、適用除外とする措置を検討いただきたい。本来この規制は、外国人による日本企業への経営支配を管理するのが目的であるものと思われる。その法の趣旨に鑑みれば、実質的に外国人が支配している場合に当たらないケースで、この規制を適用する必要性は無いものと考えられる。また、株式公開企業において株主状況が把握できるのは半期毎であり、たまたまその時の市場での株式売買の結果、形式的に外人保有比率が50%を超えたかどうかで外為法上の属性が変化するようでは、いたずらに混乱を招き、不要な事務等が発生する。資本市場における国際化に配慮した対応を願いたい。	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
2A030002	全府省	官公庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入		国際会議への出席等の際に、現地での会場借料、電話料等の使用が予定される場合は、現地で契約する必要があることから会計法等13条第3項の規定に基づき、出張者のうち適任者を契約権限を有する分任支出負担行為担当官に任命し、クレジットカードでの決済を前提とした契約を行い、後日、利用内容を確認のうえ、クレジット会社からの請求に基づき、センター支出官払いとしているところであり、会計法令の範囲内で適正に処理しているところである。	d		国際会議への出席等の際に、現地での会場借料、電話料等の使用が予定される場合は、現地で契約する必要があることから会計法等13条第3項の規定に基づき、出張者のうち適任者を契約権限を有する分任支出負担行為担当官に任命し、クレジットカードでの決済を前提とした契約を行っているところであり、クレジットカードによる支払業務については制度上問題ないと考えているが、国内における物品購入や職員の出張に伴う費用の支払については、既設の会計機関が適切に処理をしていることから、クレジットカードによる支払は考えてはいない。		各省庁で発生する出張旅費や物品購入などの支払いをクレジットカードや購買カード(職員食堂など使用できる場所を限定したカード)で支払う事について、規制の有無について改めて確認させていただきたい。(ある場合には、具体的な法律・通達名も併せてご教示いただきたく、お願いします。)			
2A030002	全府省	公務員経費のカード決済		国際会議への出席等の際に、現地での会場借料、電話料等の使用が予定される場合は、現地で契約する必要があることから会計法等13条第3項の規定に基づき、出張者のうち適任者を契約権限を有する分任支出負担行為担当官に任命し、クレジットカードでの決済を前提とした契約を行い、後日、利用内容を確認のうえ、クレジット会社からの請求に基づき、センター支出官払いとしているところであり、会計法令の範囲内で適正に処理しているところである。	d		国際会議への出席等の際に、現地での会場借料、電話料等の使用が予定される場合は、現地で契約する必要があることから会計法等13条第3項の規定に基づき、出張者のうち適任者を契約権限を有する分任支出負担行為担当官に任命し、クレジットカードでの決済を前提とした契約を行っているところであり、クレジットカードによる支払業務については制度上問題ないと考えているが、国内における物品購入や職員の出張に伴う費用の支払については、既設の会計機関が適切に処理をしていることから、クレジットカードによる支払は考えてはいない。		各省庁で発生する出張旅費や物品購入などの支払いをクレジットカードや購買カード(職員食堂など使用できる場所を限定したカード)で支払う事について、規制の有無について改めて確認させていただきたい。(ある場合には、具体的な法律・通達名も併せてご教示いただきたく、お願いします。)			

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
2A030002	全府省	官公庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入	5103	5103B002	1	15	株式会社オーエムシーカード	2	官公庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入	官公庁の経費及び購買決済に関し、その簡素化、省力化、処理コストの削減、会計の透明性を図る目的で、電子化された支払インフラを導入するためにノウハウを有する民間業者がそのインフラを提供する		官公庁の一般経費及び購買決済に関し、その簡素化、処理コストの削減、会計の透明性を図ることに寄与できるクレジット決済の導入	
2A030002	全府省	公務員経費のカード決済	5109	5109B007	1	15	株式会社オリエントコーポレーション・オリファサービス債権回収株式会社	7	公務員経費のカード決済		事務の合理化	公務員等の出張その他の公務による代金を簡易な方法決済する	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
2A030002	全省庁	省庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入【新規】		国際会議への出席等の際に、現地での会場借料、電話料等の使用が予定される場合は、現地で契約する必要があることから会計法等13条第3項の規定に基づき、出張者のうち適任者を契約権限を有する分任支出負担行為担当官に任命し、クレジットカードでの決済を前提とした契約を行い、後日、利用内容を確認のうえ、クレジット会社からの請求に基づき、センター支出官払いとしているところであり、会計法令の範囲内で適正に処理しているところである。	d		国際会議への出席等の際に、現地での会場借料、電話料等の使用が予定されることから会計法等13条第3項の規定に基づき、出張者のうち適任者を契約権限を有する分任支出負担行為担当官に任命し、クレジットカードでの決済を前提とした契約を行っているところであり、クレジットカードによる支払業務については制度上問題ないと考えているが、国内における物品購入や職員の出張に伴う費用の支払については、既設の会計機関が適切に処理をしていることから、クレジットカードによる支払は考えてはいない。		各省庁で発生する出張旅費や物品購入などの支払いをクレジットカードや購買カード(職員食堂など使用できる場所を限定したカード)で支払う事について、規制の有無について改めて確認させていただきたく、お願いします。(ある場合には、具体的な法律・通達名も併せてご教示いただきたく、お願いします。)			
2A030002	全府省	クレジットカード決済による支払業務		国際会議への出席等の際に、現地での会場借料、電話料等の使用が予定される場合は、現地で契約する必要があることから会計法等13条第3項の規定に基づき、出張者のうち適任者を契約権限を有する分任支出負担行為担当官に任命し、クレジットカードでの決済を前提とした契約を行い、後日、利用内容を確認のうえ、クレジット会社からの請求に基づき、センター支出官払いとしているところであり、会計法令の範囲内で適正に処理しているところである。	d		国際会議への出席等の際に、現地での会場借料、電話料等の使用が予定されることから会計法等13条第3項の規定に基づき、出張者のうち適任者を契約権限を有する分任支出負担行為担当官に任命し、クレジットカードでの決済を前提とした契約を行っているところであり、クレジットカードによる支払業務については制度上問題ないと考えているが、国内における物品購入や職員の出張に伴う費用の支払については、既設の会計機関が適切に処理をしていることから、クレジットカードによる支払は考えてはいない。		各省庁で発生する出張旅費や物品購入などの支払いをクレジットカードや購買カード(職員食堂など使用できる場所を限定したカード)で支払う事について、規制の有無について改めて確認させていただきたく、お願いします。(ある場合には、具体的な法律・通達名も併せてご教示いただきたく、お願いします。)			

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
2A030002	全省庁	省庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入【新規】	5053	5053A160	1	15	(社)日本経済団体連合会	160	省庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入【新規】	省庁における決済業務電子化の一環として、現在、経済産業省が実験的に導入している出張、会議開催などにおけるクレジットカードの活用を進め、コーポレートカードや購買カードの本格導入に向けた検討を進めるべきである。		省庁の決済業務において、民間事業者のノウハウを活用したクレジットカードや購買カードを活用することによって、業務の簡素化、コスト削減、会計の透明性向上などが期待される。	現在、経済産業省において、出張、会議開催用としてコーポレートカードが実験的に導入されている。
2A030002	全府省	クレジットカード決済による支払業務	5096	5096A003	1	15	株式会社クレディセゾン・株式会社富士通総研	3	クレジットカード決済による支払業務	各省庁で発生する出張旅費や物品購入などの支払いを職員による立替精算や請求書支払でなく、クレジットカード支払で行うことに対する規制緩和(運用変更)をしていただきたい。	出張旅費や物品購入等の支払業務をクレジットカード払いで行い、仮払・立替払や請求書払いなどの業務処理を各職員にクレジットカードを配布し、業務を効率化・簡素化する。	前改定案に対し御省より「出張に係る経費については、厚生労働省においても個人所有のカードをもって精算している事例はあるところである。要望の国が出張者に対してクレジットカードを交付し、そのカードで決済することは、使用にあたっての公私混同の問題、カード決済が出来ない経費(バス代等)についての事務の煩雑化などの問題があることから現状では困難であると考えます。なお、物品購入については、支出負担行為及び支出の確認、支出に関する書類が必要なことから現行の法制度では困難である。」との回答をいただいた。多くの省庁において既に実施済みであり問題が発生していないことから、公私混同や事務の煩雑化の問題はないものと考えます。物品購入についても現行制度内で既に実施している省庁もあることから、確認や書類の問題はクリア可能と考えます。このため、御省においても導入をお願いしたい。	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA030003	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る譲渡禁止特約の解除	民法第466条第2項	契約当事者が反対の意思表示をした場合には債権譲渡を行うことができない。(民法第466条第2項)	d		平成17年1月から、債権譲渡対象を特定目的会社等に拡大している。		要望者の以下の意見を踏まえ再検討願いたい。 「既に措置済みとしている省庁がある一方で、「検討する」と回答しつつ検討期間が明記されていない省庁があるなど、対応に相違があり、各省庁の統一かつ早急な対応を強く求める。」			
zA030004	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外【新規】		「外国人投資家」の定義のうち、「非居住者である個人、または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体又は、外国に主たる事務所を有する法人その他の団体」により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める会社については「外国人投資家」と規定され、体内直接投資等の事前届出、または事後報告が義務づけられている。	c		ご指摘の点については、多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得した場合であっても、個々の投資家間の関係がどのようなものであるかについて外形では判断できないことから、適用除外とすることは不相当である。また、仮に、個別に審査することとした場合には、手続が煩雑となり、投資家等の負担となる。 対内直接投資については、国の安全保障等に支障をきたすことになるおそれがある業種等限られた業種について事前届出制としているが、外国人による企業支配を管理する観点から、非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適当である。同様に、事後報告についても、国際収支統計や事業所管官庁において取引の実態を把握する観点から外国資本の流入の状況を把握する必要がある。非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適当である。					

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA030003	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る譲渡禁止特約の解除	5053	5053A143	1	15	(社)日本経済団体連合会	143	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る譲渡禁止特約の解除	各省庁・地方自治体向け金銭債権につき、速やかに譲渡禁止特約を廃止すべきである。そのため、各省庁共通のルール(譲渡先が金融機関の場合は債権譲渡禁止特約の適用除外とする、事前承認手続を大幅に簡素化する、債権譲渡に対する取扱を統一する)を策定することが求められる。地方公共団体に関しても同様の取扱いが求められる。		資産流動化を促進する上で、債権譲渡禁止特約の存在が障害となっている。債権譲渡禁止特約の廃止に向けて、各省庁・地方自治体が共通ルールの下で着実に取り組むことが求められる。	国の機関及び地方自治体向け金銭債権については、譲渡禁止特約が付されていることが多く、当該金銭債権の証券化等を行うことができない。近年、一部の省庁においては事前に承認を得ることにより譲渡を認めたり、特定の譲渡先については債権譲渡禁止条項適用の例外とする等、企業における売掛債権を活用した資金調達の支援・促進が図られている。しかし、省庁による対応のバラツキ、事前承認手続の煩雑さ、不透明さ等の問題が残されている。
zA030004	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外【新規】	5053	5053A148	1	9	(社)日本経済団体連合会	148	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外【新規】	外国資本が50%以上であっても、株式公開企業であって、1株あたりの議決権が一定比率(例えば10%)以内の企業であるなど、単独で支配権を持つに至らない状況であることが認められれば、「外国投資家」とみなさず、対内直接投資等に係る事前届出、事後報告の義務付けを不要とすべきである。		外国資本が事実上支配権を持たない企業に対して、安全保障上の観点から直接投資を規制する必要性は薄い。	「外国投資家」が対内直接投資等を行う場合には、外為法に基づく事前届出または事後報告が義務付けられている。「外国投資家」の要件は、外国資本が過半数を占めるかどうかの形式基準に拠っており、支配の実質は勘案されない仕組みとなっている。

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA030005	内閣府	都道府県交通安全対策会議委員 にかかる選任基準の緩和	交通安全対策基本 法第17条第3項第1 号～6号	都道府県交通安全対策会議は、交通 安全対策基本法第17条に規定されて いる会長及び委員で組織され、都道府 県交通安全計画等の作成等の業務を 行っている。	C		都道府県交通安全対策会議の委員 は、地域の実情に精通していると考え られる「都道府県の区域内の市町村の 市町村長及び消防機関の長のうちから 都道府県知事が任命する者」が委員に なることができるほか、 ・公聴会を開催したり ・パブリックコメントを実施したりするこ とにより 現状の組織においても、地域の実情に 合った都道府県交通安全計画等は作 成できると考えている。		要望元より下記の意見もある事から、 民間人の委員選任について改めて検 討され、回答されたい。「都道府県の区 域内の市町村長及び消防機関の長 は、地域の実情に精通しているといえ るが、官の視点ではなく、民の視点の 導入は交通安全計画の策定の際、有 用である。例として、交通事故被害者の 会代表の選任により、被害者対策への 意見聴取が可能となるほか、医療関係 者、交通事故相談員の選任により、多 様な民間の視点の意見が期待できる。 委員として、対策会議で発言することは 公聴会やパブリックコメントより直接的 に意見を反映させることが可能。」			
zA030006	内閣府	タバコ対策費へのタバコ消費税の 充当措置(新規)			f	本件要 望は、た ばこ消 費税を 財源とし た財政 措置を 求める もので あり、規 制改革 要望の 対象と はなりま せん。						

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA030005	内閣府	都道府県交通安全対策会議委員 にかかる選任基準の緩和	5057	5057A004	1	1	鳥取県	4	都道府県交通安全対策会議委員にかか る選任基準の緩和	地域の実態に合った安全計画にするた め民間等幅広い層から委員を選任でき るよう基準を緩和すべきである。		都道府県交通安全対策会議の組織等は 交通安全対策基本法によって規定され ている。本規定によって委員が限定され ているが、安全計画を策定する上で民間 を導入すれば、 行政の透明性が確保できる 地域の実情が鮮明になり、計画に具 体性が出てくる などのメリットがある。又、男女共同参画 の観点から、同委員の4割以上が女性で 占めなければならない実情からも、基準 緩和が必要である。	
zA030006	内閣府	タバコ対策費へのタバコ消費税の 充当措置【新規】	5072	5072A007	1	1	特定非営利活動法人「子 どもに無煙環境を」推進協議 会	7	タバコ対策費へのタバコ消費税の充当 措置【新規】	タバコ消費税の一部を、タバコの健康対 策費用、タバコ耕作の転作費、タバコ販 売店などの転業支援費に充て、タバコ対 策の進捗をはかるべきである。	喫煙者、受動喫煙者、未成年喫煙者、タ バコ耕作者、タバコ営業店なども、たば こ規制枠組条約に沿った禁煙推進 施策により、国民の健康的な生活基盤 が確保される。	たばこ規制枠組条約第17条では、タバコ 関連の転業支援として、タバコの労働 者、耕作者、販売業者のために、経済的 に実行可能な、代替活動を促進する、と されている。たばこ規制枠組条約の趣旨 に添って、国民の健康づくりを進めるた めには、タバコの健康対策費用を含め、 タバコ耕作の転作費、タバコ販売店など の転業支援費に、タバコ消費税の一部を 充てるべきである。そのためにタバコ税 率を上げることが選択としてあり得る。そ のためにタバコ消費が減っても税収は増 えることが試算されている。	・新聞記事 石 弘光中央大教授(税制調査会会 長)「喫煙大国日本 - 禁煙強化へ4つの 提案」(2005.5.11読売新聞論点, 別添) 資料14 大島 明(日本禁煙推進医師連盟会 長)「たばこ規制枠組条約発効を機に、 たばこ増税で青少年守れ」(2005.5.26読 売新聞論点, 別添)資料15 一体的に実施希望事項番号6

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA030007	全省庁	国及び地方自治体のリース契約の 取扱いについて		物品等のリース契約については、予算 措置が単年度となっていることから、複 数年契約は行っていない。	d		物品等のリース契約については、単年 度契約や購入による場合と比較して合 理性が認められる場合には、国庫債務 負担行為による複数年契約の活用を 検討しているところである。		要望者は以下のような追加意見を提出 しているところであり、要望者の意図も 踏まえ、今一度検討されたい。 各省庁からの回答では「物品等の リース契約については、単年度契約や 購入による場合と比較して合理性が認 められる場合には、国庫債務負担行為 による複数年契約の活用を検討してい る」とされているが、どのような場合に 合理性が認められるのか明確にすべき である。なお、一部の省庁では「単年度 契約」のみとの回答をされているが、国 庫債務負担行為による複数年契約の 活用についても検討を行うべきである。 国とのリース契約について、地方自 治法234条の3、地方自治法施行令第 167条の17と同等の法令改正を行い、 リース契約を長期継続契約の対象とす る等の法制度の整備を行うべきであ る。			
zA030008	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証 券化に関する債権譲渡禁止特約の 解除	民法第466条第2項	契約当事者が反対の意思表示をした 場合には債権譲渡を行うことができな い。(民法第466条第2項)	d		平成17年1月から、債権譲渡対象を特 定目的会社等に拡大している。		要望者から以下のとおり意見が提出さ れていることを踏まえ、再検討願いた い。 「既に措置済みとしている省庁がある一 方で、「検討する」と回答しつつ検討期 間が明記されていない等の対応に相違 があり、各省庁の統一かつ早急な対 応を強く求める。」			

x

x

x

x

x

x

x

x

x

x

x

x

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
ZA030007	全省庁	国及び地方自治体のリース契約の 取扱いについて	5088	5088A001	1	15	社団法人リース事業協会	1	国及び地方自治体のリース契約の取扱 いについて	国とのリース契約を地方自治体と同様に 長期継続契約の対象とすること。 地方自治体とのリース契約(長期継続 契約)に際して、地方自治体から付され る契約解除条項を削除等すること。		現在、各省庁がOA機器や車両を導入 するに際しては、複数年度の使用が明 白であっても、手続上の煩雑さゆえに国 庫債務負担行為として扱わずに、単年度 リース契約を更新している。この単年度 リース契約は、ほとんどの場合にリース 会社が投資元本の未回収リスクを負っ ている。投資元本の未回収リスクを負うか 否かはリース会社の判断であるが、現行 制度が実質的にリース会社のリスク負担 を強いている。地方自治法改正 により、リース契約は長期継続契約の対 象となっているが、一部の自治体では リース契約書に「翌年度以降において歳 入歳出予算の当該金額について、減額 又は削減があった場合は、契約を解除 する。」趣旨の条項が付されることがあ る。この条項により、リース会社には解 約リスクが残る一方、地方自治体は解約 を前提としないファイナンス・リースのメ リットを享受することになり、衡平を欠く。	
ZA030008	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証 券化に関する債権譲渡禁止特約の 解除	5088	5088A034	1	15	社団法人リース事業協会	34	国・地方自治体向け金銭債権の証券化 に関する債権譲渡禁止特約の解除	各省庁及び地方自治体において、統一 的かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除 の対象となる契約(リース契約等)及び 譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を 望む。		各省庁の対応が異なり、統一的かつ早 急な対応を求める。	

x

x